

鹿屋市告示第 125 号

鹿屋市自治公民館等整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 8 年 4 月 1 日

鹿屋市長 郷 原 拓 男

令和 8 年 3 月 19 日 決 裁

鹿屋市自治公民館等整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市自治公民館等整備事業補助金交付要綱（平成18年鹿屋市告示第15号）の一部を次のように改正する。

別表中「30万円」を「40万円」に改める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。